

令和2年3月12日(木)
国土交通省 関東地方整備局
道 路 部

記者発表資料

～民間団体等との連携による道路管理の充実に向けて～
道路協力団体として新たに1団体指定
山梨県内3団体目、関東全体で5団体目

○関東地方整備局では、国が管理する国道（直轄国道）について、道路協力団体制度^注が創設されて4回目となる公募を令和元年1月から行いました。
○今回の公募により、申請いただいた団体について審査した結果、令和2年3月5日付けで下記団体を、新たに道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

法人等の名称	業務を行う道路の区間
認定特定非営利活動法人 富士山クラブ	国道139号 道の駅なるさわ～富士河口湖町県境

○また、これまで活動していた4団体についても、引き続き道路協力団体として指定しました。

○指定された法人等の情報は、【別紙1】でご確認下さい。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、【別紙2】をご覧ください。

制度の概要は、国土交通省の以下のHPでも確認ができます。

【道路協力団体HP】 <http://www.mit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、
千葉県政記者会、山梨県政記者クラブ、
長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、長野市政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長 よした ゆきお 吉田 幸男（内線4251）
課長補佐 おのであら じゅんいち 小野寺 純一（内線4252）
電話 048-600-1342
FAX 048-600-1385

【別紙1】

道路協力団体指定の状況(関東地方整備局管内)

更新・新規	指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
更新	国(関東地方整備局)長野第1号	令和2年3月5日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和7年3月4日まで	上田道と川の駅おとぎの里	長野県上田市小泉 2575番地2
更新	国(関東地方整備局)千葉第1号	令和2年3月5日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和7年3月4日まで	株式会社ちば南房総	千葉県南房総市富浦町 青木123-1
更新	国(関東地方整備局)甲府第1号	令和2年3月5日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和7年3月4日まで	山中湖おもてなしの会	山梨県南都留郡山中湖 村山中328-4
更新	国(関東地方整備局)甲府第2号	令和2年3月5日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和7年3月4日まで	一般社団法人 勝山観光協会	山梨県南都留郡富士河口湖 勝山3758-1
新規	国(関東地方整備局)甲府第3号	令和2年3月5日 (初回指定:令和2年3月5日)	令和7年3月4日まで	認定特定非営利活動法人 富士山クラブ	山梨県南都留郡富士河口湖 西湖2870

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0

- 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
- 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
- 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
- 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
- 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
- 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
- 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)

- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

